



# 県水にだより



ポタリちゃん

第254号

令和7年10月5日(日)

水道の使用開始・中止、  
口座振替等の手続きは  
Web上で可能です！  
詳細はホームページを  
ご確認ください。

## 目次

2面 料金改定特集第2回、水源の水質保全について～印旛沼浄化推進運動～ / 3面 料金改定特集、「おいしい水検定」を受けてみませんか？、県水クイズ&アンケート / 4面 水道週間ポスター・標語コンクール作品募集、県営水道マイポータル、各お問い合わせ先一覧



## 災害に備える

近年、全国で地震や台風・大雨等が多く発生しており、この夏も大きな被害を受けた地域がありました。

私たちが災害に備え日ごろから知っておきたいこと、準備できることには何があるでしょうか？ここでは「水」に着目し、Q&A形式で見ていきましょう。

### Q 災害時に断水した際の確認方法は？



**A** 千葉県営水道では、断水状況や復旧見込みなどの緊急情報を「千葉県営水道ホームページ」や「千葉県広報X」などでお知らせしますので確認をお願いします。

なお、ホームページを確認できない等ございましたら、県水お客様センター（またはお住まいの地域を管轄する水道事務所・支所、水道センター）までお問い合わせください。

### Q 災害時に断水した場合の給水場所は？

**A** 大きな災害が発生したときは、最寄りの浄水場や給水場等を「応急給水拠点」としています。

ただし、応急給水拠点の開設には時間を要する場合がありますので、千葉県営水道のホームページなどで確認をお願いします。

お越しの際は、清潔なポリ容器やペットボトルをお持ちください。水は重いのでリュックサックやカートなどを準備すると便利です。

### 〔応急給水拠点一覧〕

市	浄・給水場	住所	
千葉市	誉田給水場	千葉市緑区おゆみ野 6-33-1	①
	大宮分場	千葉市若葉区大宮町 2114	②
	千葉高架水槽 (千葉分場応急給水拠点)	千葉市中央区矢作町 670	③
	柏井浄水場	千葉市花見川区柏井町 430	④
	園生給水場	千葉市稲毛区園生町 253	⑤
	幕張給水場	千葉市美浜区若葉 3-1-7	⑥
船橋市	船橋給水場	船橋市行田町 345	⑦
	北船橋給水場	船橋市大穴北 7-8-1	⑧
	北習志野分場	船橋市習志野台 2-37-22	⑨
市川市	妙典給水場	市川市妙典 2-14-1	⑩
柏市	沼南給水場	柏市藤ヶ谷 1892-2	⑪
松戸市	ちば野菊の里浄水場	松戸市栗山 478-1	⑫
	栗山給水場	松戸市栗山 198	⑬
	松戸給水場	松戸市紙敷 2-1-1	⑭
市原市	福増浄水場	市原市福増 47	⑮
	市原分場	市原市郡本 1-103	⑯
	姉崎分場	市原市有秋台東 2-17-1	⑰
印西市	北総浄水場	印西市竜腹寺 296	⑱
成田市	成田給水場	成田市吾妻 1-22-4	⑲



### Q 応急給水拠点以外に給水場所はありますか？

**A** 市と協力し、避難所(学校・公民館他)などで給水車や給水タンク、消火栓等に設置する仮設給水栓などを用いて応急給水を行います。災害時には、これらの給水場所について千葉県営水道のホームページなどでお知らせしますが、日頃からお近くの避難所などを確認しておきましょう。

※避難所はお住まいの市役所ホームページなどでご確認ください。



### Q 家庭での水道水の汲み置き方法は？

**A** 容器をよく洗い、口元いっぱいまで水道水を入れ、しっかりとふたをして冷暗所に保存します。水道水は塩素の消毒効果があるので常温で3日間保存できます。保存期間が過ぎた水は、飲み水以外に使用しましょう。**保存する量の目安は、一人あたり1日3リットルを3日分です。**沸騰させたり、浄水器を通したりすると塩素の消毒効果がなくなりますので注意してください。



## 集合住宅のみなさま！ 停電時でも使用できる蛇口があるか確認しましょう

令和元年の台風では、停電により給水ポンプが停止して、水が出ない集合住宅が多数ありました。停電時でも「直結給水栓」や「非常用給水栓」からは水が出ますので、災害に備え、確認しておきましょう。

直結給水栓  
についてはこちら▶



非常用給水栓  
についてはこちら▶



千葉県営水道では、24時間365日安定して水道水をお届けするため、古くなった水道管を地震に強い耐震管に取り替える工事を進めています。近隣の水道管工事期間中はご迷惑をおかけいたしますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

# 料金改定特集 第2回

## ～水道事業運営審議会での審議内容について～

- 県営水道では、今後、高度経済成長期以降に整備した管路や施設が次々と更新の時期を迎えるとともに、近年の物価高騰に伴う様々な経費の増加などから、**厳しい財務運営が見込まれています**。令和8年度から5年間の収支見通しを算定したところ、**初年度から収支の赤字や資金残高の不足が見込まれる結果**となりました。
- このため、令和7年5月29日、知事から「水道事業運営審議会(※1)」に対し、「今後の県営水道の料金水準と料金体系のあり方」について諮問を行いました。審議会では、学識経験者、県議会議員及び住民代表(地元首長及び消費者代表)で議論するとともに、学識経験者委員で構成する部会を設置し、専門的な見地から議論を行っています。
- 今回は、**水道事業運営審議会での審議の内容等について紹介します**。

※1…水道事業運営審議会は、県営水道に関し、水道料金の改定などの重要事項を審議し、必要な事項を知事に答申する県の附属機関です。



料金改定の情報は、ホームページにも掲載しています。

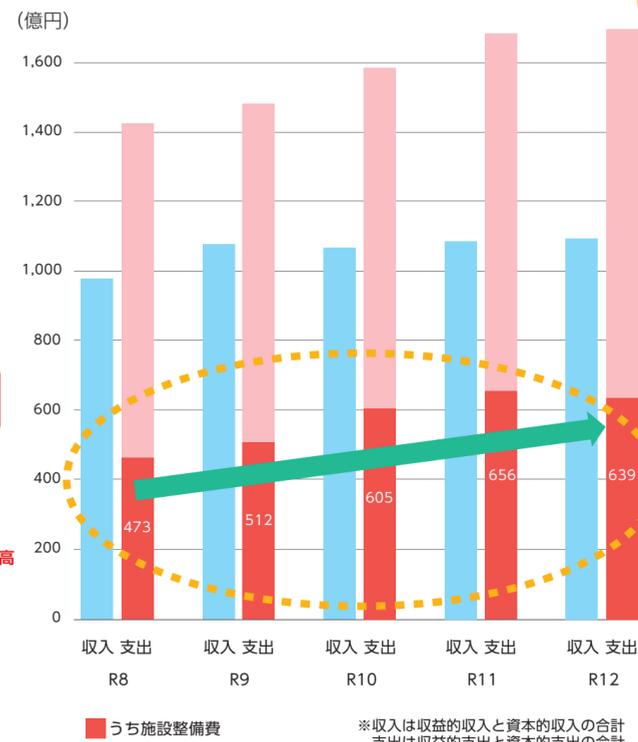
## 令和8年度から令和12年度までの収支見通し

給水人口の大幅な増加が見込めないことから、給水収益などの収入が横ばいとなる一方、水道施設の更新・耐震化に要する施設整備費の増大により、令和8年度から赤字に転落し、年を追うごとに赤字額が拡大、資金も急速に減少し、このままでは、5年後には100億円超の単年度赤字、資金残高もマイナス1,000億円程度となる見通しで、安定給水に支障が生じかねません。

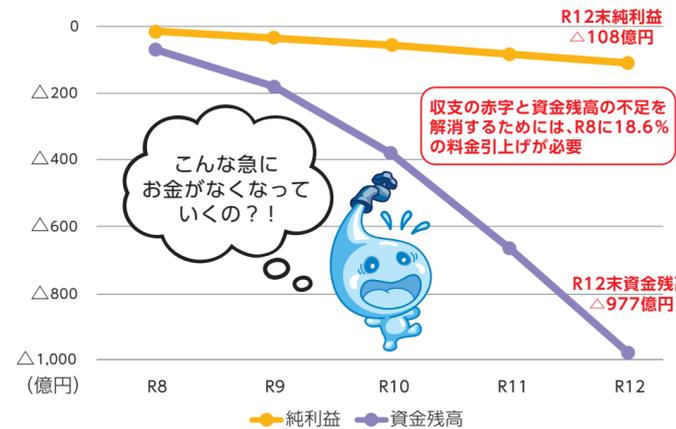
収支の赤字や資金残高の不足を解消するためには、約20年ぶりに県一般会計からの繰入(※2)を再開するとともに、**18.6%の料金引上げ(全利用者平均)が必要**となります。

※2…水道事業は独立採算制が原則ですが、例外として国が定める基準による一般会計繰入金を受けることができます。これは、管路の耐震化について、一定の水準以上に整備を進めるなど、通常以上の経営努力を行う部分が算定基礎となります。この繰入金を活用すると、料金引上げ幅は18.6%となりますが、活用しないと、23.7%の引上げが必要となります(繰入金活用により、料金引上げ幅を5.1%抑制できます)。

### (収入と支出の見通し)



### (純利益と資金残高の見通し)



今後、**料金引上げ幅18.6%が必要となる主な要因は、施設整備費の増加**であり、部会では「今後の施設整備の進め方と費用」が妥当かを中心に議論が行われました。

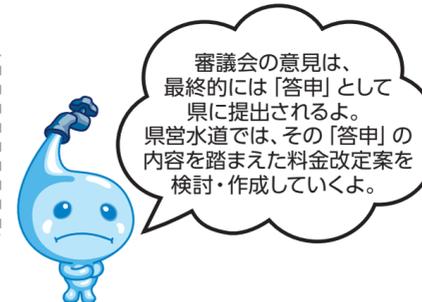
## 部会から審議会への報告

- 今後の**施設整備の進め方**を以下のとおりとすることは、**概ね妥当**である。ただし、より一層の整備促進に向け改定後も**不断の努力**を行うこと
  - ・「**更新**」については、水道施設における目標使用年数(※3)を定めて計画的に実施
  - ・「**耐震化**」については、災害拠点病院・防災拠点などの最重要給水施設につながる管路や処理能力の大きい浄水場等は、目標使用年数にとらわれずに耐震化を行い、それ以外は、基本的に更新の時期に併せて耐震化を実施
- 施設整備の進め方が概ね妥当であることから、**料金引上げ幅18.6%**についても**概ね妥当**である
- 料金体系については、二部料金制(基本料金・従量料金)を維持し、**全ての利用者の料金改定率を同程度**となるようにしつつ、改定後の使用量に応じた単価差が過度に拡大しないように考慮することも必要

※3…目標使用年数は、老朽度調査を踏まえ、管路や施設の更新時期の目安として設定している年数です。災害等の例外を除き、目標使用年数の範囲内であれば、十分に使用可能と考えています。

## 部会から水道事業運営審議会に報告され、審議会です承されました

なお、審議会で議論されたモデルケースでは、一般家庭(使用している水道メーターの口径が20mm、毎月の使用水量が20㎡(※4)の利用者を想定)では**毎月600円程度(1日あたり20円程度)の負担増**と見込んでいますが、実際には、**家族構成や水の使い方などにより、料金改定の影響額は異なります**。



審議会の意見は、最終的には「**答申**」として県に提出されるよ。県営水道では、その「**答申**」の内容を踏まえた料金改定案を検討・作成していくよ。

※4…1㎡=1,000リットル(浴槽5杯分くらい)。水道料金は1㎡単位で計算されます。

## 水源の水質保全について～印旛沼浄化推進運動～

水源の水質が悪化すると、浄水処理を行うために多くのコストがかかります。千葉県営水道では、重要な水源の一つである印旛沼の水質を改善するために、流域自治体や利水団体等により構成される印旛沼水質保全協議会に参画し、10月の印旛沼浄化推進運動月間にあわせ、沼周辺の清掃活動などを実施しています。また、印旛沼の流域の市町でも、生活排水対策の実践を呼びかける広報活動や清掃活動が行われます。みなさまも水源をきれいに保つために、洗剤は適正な量を使用するなど、ご家庭でもできる水質保全活動にご協力をお願いいたします。



清掃活動の様子▲



印旛沼水質保全協議会

### 家庭でできる水質保全の取組

- 1 洗剤は適正な量を使用しましょう。
- 2 台所の流しでは水切り袋等を使用し、ゴミが流れないようにしましょう。
- 3 食器や調理器具についた油污は、洗う前に紙や布で拭き取りましょう。排水管の詰まりも防止できます。
- 4 ゴミの不法投棄は禁止です。ゴミは決められた場所に捨てるか、家庭に持ち帰りましょう。

## 「おいしい水検定」を受けてみませんか?

千葉県営水道では、お客様に、水道水の「安全性とおいしさ」についてご理解をいただくため、インターネット上で、水道水に関する問題に解答していただく「おいしい水検定」を実施します。**無料**

受験された方には認定証とポタリちゃんグッズ(折りたたみボトル)をプレゼントします!何点とれるか挑戦してみませんか?

【受験期間】令和7年12月17日(水)～令和8年1月18日(日)  
【対象者】給水区域内にお住まいで千葉県営水道をご利用の方  
【出題内容】水道水全般に関すること、千葉県営水道が取り組んでいる事業など(小学生向けの問題も用意しています)  
【出題数】20～25問程度(選択式問題) 【所要時間】10～20分程度  
【募集人数】500名程度  
【申込方法】千葉県営水道ホームページから応募してください  
【申込締切】令和7年11月11日(火)  
(応募者多数の場合、先着順とさせていただきます)  
【受験方法】申込締切後、メールでお知らせするURLから、おいしい水検定の解答フォームにアクセスし、受験期間内に解答していただきます  
【問合せ先】千葉県企業局水道部計画課おいしい水づくり推進班  
TEL:043-211-8632

申込受付中!!  
2次元コードからアクセス



## 県水クイズ & アンケート

千葉県営水道の重要な水源の一つである、千葉県北部にある沼はどこでしょう? ヒント:2面

- (1) 災害に備え、飲み水の保管(水道水の汲み置き、ペットボトル水等)はしていますか?  
1.はい 2.いいえ
- (2) 応急給水に備え、水を持ち運ぶための容器を持っていますか?  
1.はい 2.いいえ
- (3) お客様専用WEBページ(マイポータル)を使用してみたいと思いませんか?  
1.はい 2.いいえ

正解者の中から抽選で25名様に記念品をプレゼントします。当選者の発表は発送をもってかえさせていただきます。

応募方法 ホームページ 応募ページ、または「県水クイズ」で検索していただき、必要項目を入力の上、ご応募ください。

はがき ①郵便番号・住所・氏名・年齢 ②クイズの答え ③アンケートの答え ④県水だよりを読んだ感想をご記入の上、あて先までご応募ください。

締め切り 11月6日(木) あて先 〒262-8512(郵便番号記入により住所省略可)千葉県企業局管理運営課「県水クイズ係」

※感想やイラストは匿名で紙面等に掲載させていただきます。※質問や要望については直接お答えすることはできません。※個人情報、記念品の発送以外には使用いたしません。

4月5日号の県水クイズの正解は、「基本」でした。  
[応募総数 849通(うち正解 838通)]



第68回  
水道週間

# ポスター・標語コンクール作品募集中

「水道」「水資源」「水の大切さ」をテーマとした作品を募集します。

## 規格

### ポスター作品

- 作品のサイズは「八つ切(約27cm×38cm)」以上「四つ切(約38cm×54cm)」以下で、「画用紙」又は「ケント紙」に描かれた作品であること。
- 作品中に、募集テーマに関連した標語を入れてください。(「幼児の部」での応募を除く)

### 標語作品

- 募集テーマに関連した標語であること

## 応募資格

県内に在住、または県内の学校に通学している方

## 部門

- 【ポスター】全4部門  
① 幼児の部 ② 小学生低学年(1～3年生)の部  
③ 小学生高学年(4～6年生)の部 ④ 一般の部  
【標語】部門を設けずに受け付けます。

## その他

- 応募いただく作品は、応募者による自作かつ他のコンクール等で未発表のものに限ります。
- 応募作品は、原則、返却いたしません。
- 入賞作品は、当局の各種広報活動等に活用させていただきますことがあります。
- 応募いただいた方全員に、参加賞を進呈します。
- 入賞者への通知は令和8年3月下旬を予定しています。

## 応募方法

- ポスターの応募：作品の裏面に以下の必要事項を記入のうえ、郵送してください。
- 標語の応募：Web専用ページ又はメール・ハガキに、作品と以下の必要事項を記入のうえ、お送りください。

【必要事項】氏名 郵便番号・住所 電話番号  
学校(園)名及び学年(幼児・学生のみ)

- 応募はポスター・標語それぞれ1人1作品までです。

締切日 令和8年1月16日(金) 消印有効

## 応募・お問い合わせ先

〒262-8512 千葉市花見川区幕張町5-417-24  
千葉県企業局管理部業務振興課  
お客様サービス推進班 TEL 043-211-8800

千葉県 第68回水道週間

応募の詳細は  
こちら



標語の応募  
ページはこちら



## 千葉県営水道 お客様専用WEBページ【マイポータル】が始まります!

### いつでも簡単にスマホ等で申請・確認!

令和8年  
1月5日(月)  
から!

- 各種手続きがいつでも簡単!  
使用開始・中止のお手続きや、支払方法の変更・登録のお手続き等がいつでも簡単にスマホ等で申請できるようになります。
- スマホでの料金のお支払いに対応!  
PAYSLEやPayPayでのスマホ決済のお支払いに対応しております。

- 使用水量や料金の確認が簡単!  
過去の使用水量や請求金額など、局からのお知らせについてスマホ等で確認できるようになります。
- オンライン通知で紙を削減!  
紙の検針票や納入通知書に替え、スマホ等へオンラインで通知します。



詳しくは千葉県営水道ホームページをご覧ください。 <https://www.pref.chiba.lg.jp/suidou/gyoumu/myportal.html> 2次元コードはこちら  
※利用開始(無料)には使用水量のお知らせ等に記載の「お客様番号」と「ネット手続用確認番号」が必要となります。



## 水道の使用開始・中止のお申込み、その他水道に関するお問い合わせ

# 県水お客様センター

日曜日・祝日及び年末年始(R7/12/27～R8/1/4)を除く

ナビダイヤルをご利用になれない方  
**0570-001-245** **043-310-0321**

FAX専用 **043-272-3333** ※通話・FAX送信等にかかる費用はお客様のご負担となります。

電話受付時間 月～金曜日 8:45から18:00まで 土曜日 8:45から17:00まで

生活保護世帯や障害者世帯等のうち、免除要件に該当する世帯の方に対しては、お申出により料金の一部を免除する制度があります。  
詳しくはホームページ(<https://www.pref.chiba.lg.jp/suidou/gyoumu/ryoukin/menjo.html>)をご覧ください。

### 支払相談

### 給水装置に関するご相談

### 水道管の埋設状況

については管轄の水道事務所・支所にお問い合わせください

## 千葉県企業局の水道事務所・支所一覧

千葉水道事務所	☎043-264-1114	千葉市中央区南町1-4-7
└ 千葉西支所	☎043-278-4144	千葉市美浜区真砂5-20
└ 市原支所	☎0436-41-1362	市原市五所1445-4
船橋水道事務所	☎047-433-2514	船橋市高瀬町62-12
└ 船橋北支所	☎047-465-9133	船橋市高根台1-5-1
└ 千葉ニュータウン支所	☎0476-46-3514	印西市高花2-1-4
└ 成田支所	☎0476-27-2232	成田市加良部3-2
市川水道事務所	☎047-378-1517	市川市南八幡1-10-15
└ 松戸支所	☎047-368-6143	松戸市小根本7
└ 葛南支所	☎047-357-1197	市川市新井3-15-10



## 夜間・休日のお問い合わせはお近くの水道センターへ

※フルタイムお客様サポートサービス業務委託の受託者



委託会社	連絡先
(株)千葉水道センター	043-241-6091
(株)船橋水道センター	047-447-7300
(株)市川水道センター	047-332-8852
(株)松戸水道センター	047-367-3937
(株)市原水道センター	0436-21-7041
(株)北総水道センター	0476-98-3000

区分	夜間・休日の受付時間	
	月～金	土・日・祝
水道の使用開始 中止のお申込み	17:00から 22:00まで	9:00から 22:00まで
給水装置(宅地内の給水管 や蛇口等)の修繕受付	9:00から 22:00まで	9:00から 22:00まで
漏水事故の通報 その他のサービス	17:00から 翌朝9:00まで	9:00から 翌朝9:00まで

給水区域は、千葉県北西部などの11市(千葉市、船橋市、松戸市、習志野市、市原市、成田市、印西市、白井市の一部と市川市、浦安市、鎌ヶ谷市の全域)です。

※令和4(2022)年9月1日号時点から変更ありません。

各水道事務所・支所及び各水道センターの管轄区域は右記2次元コードからご確認ください。

水道事務所・支所



水道センター

